

第5次五城目町男女共同参画計画

(令和6年度～令和10年度)

〈女性活躍推進計画〉

秋田県 五城目町

令和6年3月

目 次

第1章	第5次五城目町男女共同参画計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
第2章	第5次五城目町男女共同参画計画の体系と施策の方向	2
1	計画の体系	2
2	基本目標と施策の方向	3
基本目標1	あらゆる分野における女性の活躍推進 〈女性活躍推進法に基づく推進計画〉	3
施策の方向(1)	女性が活躍し続けられる職場づくりの推進	3
(2)	女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進	4
(3)	地域社会における女性の参画拡大	4
基本目標2	健康で明るく安全・安心な暮らしの実現	5
施策の方向(1)	性暴力やハラスメント等の根絶	5
(2)	ライフステージに応じた健康づくりへの支援	6
(3)	防災対策における男女共同参画の推進	6
基本目標3	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化	7
施策の方向(1)	人権の尊重と理解促進	7
(2)	行政分野等における率先した取組の推進	7
第3章	推進体制	8
1	計画の推進体制	8
2	計画の進行管理	8

第1章 第5次五城目町男女共同参画計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国は社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の形成についてその取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定しました。それに基づき町では平成16年3月に「五城目町男女共同参画計画」を策定し、その後平成21年3月、平成26年3月、平成31年3月に計画を再策定し男女共同参画の推進に取り組んできました。

一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなくその個性や能力を十分に発揮し、自らの行動に責任を持ち、ともに支え合いながらいきいきと心豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指し、これまでの取り組みの成果や社会情勢の変化等を踏まえながら、本町における男女共同参画に関する施策を更に推し進めるため第5次五城目町男女共同参画計画(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

2. 計画の性格

本計画は、男女共同参画基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置づけられているものです。

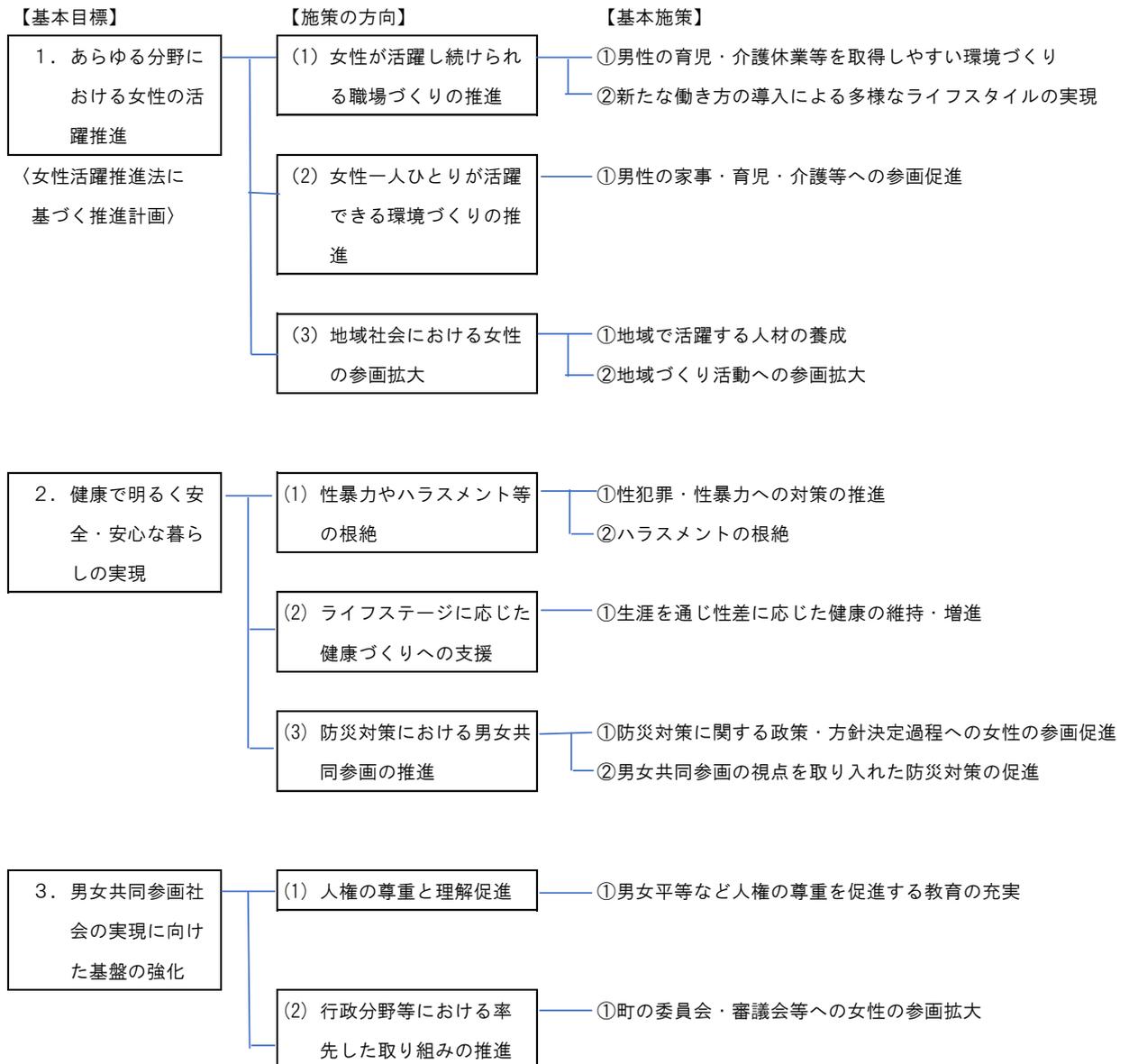
また、本計画の基本目標1を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(「以下、「女性活躍推進法」という。’)第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけます。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

第2章 第5次五城目町男女共同参画計画の体系と施策の方向

1. 計画の体系



2. 基本目標と施策の方向

基本目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進

〈女性活躍推進法に基づく推進計画〉

急速な人口減少や少子高齢化、社会経済情勢の変化に対応するためにはあらゆる分野における女性の活躍を推進していくことが重要です。

近年、働く女性が増えていることから、その能力を高め、十分能力を発揮できる環境をつくることは、女性だけではなく活力ある社会を形成するためにもきわめて重要な課題です。

このような課題を克服するため、企業等において性別に関わりなく個人の能力に基づいた職場環境づくりや、男女がともに職業生活と家庭生活の両立ができる環境づくりを推進していく必要があります。

また、地域社会における男女共同参画を進めるためには、町民への意識改革の普及と、地域の様々な活動において女性の参画拡大を推進することが必要です。

施策の方向(1) 女性が活躍し続けられる職場づくりの推進

企業、事業所等において、育児・介護休業等を取得しやすい職場環境づくりの推進や、男女とも職業生活と家庭生活をバランスよく両立できるよう、働き方改革による長時間労働の削減はもとより、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取り組みを推進します。

基本施策① 男性の育児・介護休業等を取得しやすい環境づくり

主な取組	取組内容	担当課
企業等への労働に関する広報と情報提供	男女雇用機会均等法、育児休業制度、介護休業制度など各種法制度についての周知を含めた労働関係情報の提供を行うなど、休業等を取得しやすい雇用環境づくりの促進	総務課 商工振興課

基本施策② 新たな働き方の導入による多様なライフスタイルの実現

主な取組	取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進	関係機関と連携し、企業等においてリモートワーク、フレックスタイム制度や短時間勤務制度の導入など、多様で柔軟な働き方の実現に向けた労働環境づくりの促進	総務課 商工振興課

施策の方向(2) 女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進

家庭生活の多くを女性が担っている実態を踏まえ、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女がともに家族の一員としてお互いに責任を果たすことができるよう、男性の家庭生活への参画を推進します。

基本施策① 男性の家事・育児・介護等への参画促進

主な取組	取組内容	担当課
男性の家庭生活への参画意識の啓発	家事・育児・介護等は女性の役割という、性別による固定的な役割分担意識を改善し、男性が積極的に参画するという、男女の対等な家庭責任に対する意識啓発の促進	総務課

施策の方向(3) 地域社会における女性の参画拡大

地域の多様化する課題やニーズに対応していくために、地域社会に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、各種地域活動における女性リーダーの育成と参画拡大を推進します。

基本施策① 地域で活躍する人材の養成

主な取組	取組内容	担当課
男女共同参画社会に向けたリーダーの育成	地域における男女共同参画推進の中心的役割を担うF・F 推進員の資質向上や活動の支援の促進 自治会活動・消防団活動など様々な分野で活躍が期待できる女性リーダーを育成するための各種養成講座等の実施や普及・啓発の促進	総務課 住民生活課 関係各課

基本施策② 地域づくり活動への参画拡大

主な取組	取組内容	担当課
地域活動等における男女共同参画の促進	地域社会において男女がともにボランティアや、生活に密着した活動等を行い、地域で自らの能力を発揮できる環境づくりの促進	総務課 関係各課

基本目標 2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現

配偶者などからの暴力や職場等でのハラスメントは罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき課題であることから、これらの根絶に向けた意識啓発と支援が必要です。

また、誰もが生涯にわたり健康で過ごすことは、男女がいいきと暮らすために最も重要な基盤であり、性別による健康問題の違いを考慮した健康づくりをより一層推進していく必要があります。

防災・減災分野においては、女性をはじめ多様な人々の視点に立った対策を推進していく必要があります。

施策の方向(1) 性暴力やハラスメント等の根絶

あらゆる暴力等の根絶に向け、正しい知識の周知と、この要因の根底にある固定的な性別役割分担意識の解消にむけた社会意識の普及啓発や、関係機関と連携し、相談者が相談しやすい環境づくりを推進します。

基本施策① 性犯罪・性暴力への対策の推進

主な取組	取組内容	担当課
暴力の防止に向けた啓発	配偶者などからの暴力を許さない社会づくりのために、様々な機会を通じて幅広い年代に向けた意識啓発の促進	総務課 健康福祉課
相談体制の充実	男女間におけるあらゆる暴力等に関する相談体制の整備と周知など、相談者が相談しやすい環境づくりの促進と、関係機関との連携強化	総務課 健康福祉課

基本施策② ハラスメントの根絶

主な取組	取組内容	担当課
ハラスメント防止の取組と啓発	ハラスメントは社会的に許されない行為であり、人権侵害であるという正しい知識の普及と、発生を防止するため、職場や学校、家庭、地域などあらゆる場における意識啓発の促進	総務課 関係各課

施策の方向(2) ライフステージに応じた健康づくりへの支援

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じてライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を図るための取り組みを推進します。

基本施策① 生涯を通じ性差に応じた健康の維持・増進

主な取組	取組内容	担当課
男女の健康づくりへの啓発と取組	様々な世代の男女が、気軽に楽しく健康づくりに取り組めるよう、各種講座、運動等に親しめる機会と場所の提供や、普及活動の促進	健康福祉課 教育委員会
各種健(検)診の充実	各種健(検)診を受診しやすい体制を図り、受診率向上に向けての受診勧奨	健康福祉課

施策の方向(3) 防災対策における男女共同参画の推進

防災・減災対策において、男女共同参画の視点から女性参画拡大を図るとともに、男女のニーズの違いに配慮した防災知識の普及を推進します。

基本施策① 防災対策に関する政策・方針決定過程への女性の参画促進

主な取組	取組内容	担当課
政策・方針決定過程への女性の参画拡大	町地域防災計画や災害時における避難所運営等において、女性や多様な背景を持つ人々の視点からの意見が十分に反映されるよう施策、方針決定過程への女性の参画促進	総務課 住民生活課

基本施策② 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進

主な取組	取組内容	担当課
男女共同参画の視点に立った防災活動の促進	地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の必要性等について、理解促進や活動の支援	総務課 住民生活課

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

性別による差別や固定的役割分担意識、固定観念、無意識の思い込みは、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因となっています。これらを排除し、誰もが平等で、お互いの力を認め合い、尊重しながら自分らしく生きることのできる社会づくりのために、男女共同参画に関する情報提供や普及活動を継続的に推進していく必要があります。

施策の方向(1) 人権の尊重と理解促進

男女ともに自立して、個性と能力を発揮できる社会を形成するため、人権教育の広報活動や、学習機会の提供等の取り組みを推進します。

基本施策① 男女平等など人権の尊重を促進する教育の充実

主な取組	取組内容	担当課
保育・教育の場における男女共同参画を意識した教育の促進	保育・教育の場において、男女の相互協力や対等な社会参画について学ぶ人権教育の普及活動の促進	総務課 健康福祉課 教育委員会
生涯学習の場における講座等の充実	男女共同参画の視点から、学習内容の充実を図るとともに、開催時間・場所等誰でもが参加しやすい学習環境づくりの促進	総務課 教育委員会
町の各種広報媒体を活用した情報提供と男女共同参画意識の啓発	町の行事、広報紙、ホームページ等を活用し男女共同参画に関する情報提供など、町民への意識啓発の促進	総務課 まちづくり課

施策の方向(2) 行政分野等における率先した取り組みの推進

女性の意見や価値観が十分に反映されるよう、町が設置する委員会や審議会等への女性の参画割合を高める取り組みを推進します。

基本施策① 町の委員会・審議会等への女性の参画拡大

主な取組	取組内容	担当課
委員会等への女性の参画促進	町の委員会等において、男女双方の視点や意見などを意思決定の場へ反映するため、幅広い分野から女性の積極的な登用の促進	総務課 関係各課

第3章 推進体制

1. 計画の推進体制

- (1) 幅広い分野にわたる男女共同参画の実現に向け、関係各課が連携・調整を図り、総合的かつ計画的に施策を推進します。
- (2) 男女共同参画の形成に向けた取り組みは、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。
国や県、他の自治体をはじめ男女共同参画を推進する組織・団体等との連携を図りながら、計画をより効果的に推進します。

2. 計画の進行管理

定期的に計画に基づく施策の進捗状況及び男女共同参画の現状の把握と検証を行い、男女共同参画担当課において進行を管理します。

また計画期間中であっても計画内容について必要な検討を行い、計画に変更の必要があると判断された場合は計画の見直しを行います。